

新年を迎えて

農林水産省消費・安全局 植物防疫課長 ^{ふくもり} 福盛田 ^{とも} 共 ^{よし} 義

平成 21 年を迎え、皆様に新年のお慶びを申し上げます。昨年 12 月に植物防疫課長を拝命いたしました。年始のご挨拶にあたり、私の抱負を述べさせていただきます。

まず、病害虫の防除については、食の安全や環境問題への関心が高まる中、これらの要求に応えつつ農産物の安定生産を図るため、いかに適切に実施するかが課題となっています。このため、病害虫の発生状況に応じ、様々な防除技術を適切に組み合わせ、病害虫の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制する、総合的病害虫・雑草管理（Integrated Pest Management：IPM）への転換を進めています。今後、効果的な普及に取り組むため、農業者が IPM 実践方法を具体的に描くため必要な情報を、普及機関、農協等と連携して積極的に提供していきたいと考えています。

無人ヘリコプターについては、水稻を中心に利用が拡大しており、労働力の高齢化が進行した産地では、共同防除の基幹的な手段となっています。一方、利用面積が増加するに伴い、地域住民等の安全面の関心が高まっています。このため、昨年 7 月に「無人ヘリコプター利用技術指導指針」等を改正し、安全対策を強化しました。

無人ヘリコプターを安全に利用するためには、計画段階から実施段階までを通じて、十分な安全対策を講じることが重要であり、そのことを各都道府県段階、市町村や実施地区段階での協議会を通じて徹底することが有効と考えています。引き続き、通知に基づいて地区協議会の組織化、安全対策の徹底を進めていきたいと考えています。

土壌病害虫の防除に使用される臭化メチルは、モントリオール議定書に基づき、平成 17 年に原則全廃されました。ただし、技術的・経済的に有効な代替手段がない場合には、不可欠用途として国際機関に申請し、審査・承認を得て使用することが認められており、我が国も不可欠用途臭化メチルを使用してきました。

しかしながら、この不可欠用途についても全廃に向けた国際的議論が高まってきたことから、我が国は技術的に全廃までに必要な期間を府県及び専門家と協議し、土壌消毒用不可欠用途の全廃期限を平成 25 年までに設定しました。全廃目標を達成するため、平成 20 年度から「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」により、地域ごとの具体的プログラムの作成を推進しています。

次に国内検疫では、重要病害虫の早期発見と万が一の場合は迅速な対策を行います。

農業生産に多大な被害を与える有害な動植物の侵入・まん延を防止するためには、水際での検疫措置のみならず、

国内においても侵入警戒、防除・封じ込め等を迅速かつ的確に実施することが重要です。このため、各都道府県・植物防疫所が火傷病菌やミカンコミバエ種群等国内未発生の重要な病害虫の侵入警戒調査を実施しています。万が一侵入した場合にも早期発見し、そのまん延を防止することに努めています。

また、カンキツグリーニング病など国内で発生していてもその発生地域が局地的なものにとどまっている重要な病害虫や、国内で新たに発生した病害虫については、早期の根絶・撲滅に向け、防除・封じ込め等を着実に実施していくこととしています。

万が一これらの病害虫が侵入・発生した場合に、そのまん延を阻止していくには、都道府県の病害虫防除所、国の植物防疫所をはじめ、関係機関の協力と連携が不可欠と考えています。関係者のご協力をお願いします。

次に輸入検疫は、病害虫の侵入リスクに応じて確実に検疫することが課題となっています。

我が国は、法令や国際的なルールに基づき、輸入植物やその容器包装に病害虫の付着がないことを確認するなどの輸入検疫措置を実施しています。検疫の対象となる病害虫は、国際的なルールに従った病害虫リスク解析を通じて特定し、適切な検疫措置を適用することとなっています。我が国の農業にとって有害な病害虫の侵入を確実に防止するため、科学的根拠及び経済的重要性の観点から病害虫のリスク解析を精力的に進め、我が国が検疫の対象とすべき病害虫については、それらを確実に実施する手段を設定することを喫緊の課題と考えています。

なお、近年、種苗類の輸入が増加し、我が国未発生の病害虫がこれらの種苗に付着して侵入するリスクが高まっていることから、遺伝子診断技術を用いた精密検定を導入することとしています。

最後に、輸出検疫においては平成 20 年 5 月、中国向け精米の検疫条件の一致をみて、恒常的輸出が可能となったところです。我が国は、日本産農産物の輸出を促進することを政府の目標としており、その結果、植物の輸出が飛躍的に増加しています。一方、輸出が伸びるのに伴って、輸出先国の輸入検査で不合格となる事例も増えているという問題もあります。引き続き、安定的な輸出を継続できるよう、相手国の植物検疫条件に適合した農産物の輸出について、都道府県や産地の方々と協力していきたいと考えています。

これらの課題を解決するためには、農業者、都道府県、国、民間の各分野を越えて、我が国の植物防疫関係者が一体となって取り組むことが必要と考えています。本誌読者の皆様にも、一層のご支援とご指導をお願いします。